

## 岡山市二拠点居住等住宅支援補助金交付要綱

令和4年3月28日

局長 決 裁

令和4年6月27日

局長 決 裁

令和5年3月17日

局長 決 裁

令和6年3月25日

局長 決 裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、移住者及び二拠点居住者（以下「移住者等」という。）を誘致するため、本市における生活の拠点となる住宅の取得等を行おうとする移住者等に対し、予算の範囲内において、岡山市二拠点居住等住宅支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 自らの意思で岡山県外から本市内に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民登録することをいう。
- (2) 二拠点居住 年間を通じ断続的に概ね30日以上、主な生活拠点とは別に本市内に生活拠点を設けて暮らすことをいう。なお、二拠点以上の居住についても本号に含むものとする。
- (3) 住宅 居住の用に供する建築物（居住の用に供さない部分を有する建築物にあつては、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供するもの）のうち、居室、台所、便所、浴室、洗面設備及び収納設備（以下「必須設備」という。）を有するものをいう。
- (4) 中古住宅 新築してから2年を超えている住宅もしくは過去に人が住んだことがある住宅をいう。
- (5) 改修工事 住宅機能の維持若しくは向上又は住宅内の居住環境の向上を図るために行う修繕、模様替え、一部改築、増築、減築等の工事で、建築基準法（昭和25年法律第201号）

(以下「建築基準法」という。)その他の法令に違反しないもののうち、当該住宅が工事完了後に必須設備を有するものをいう。

(6) 附帯工事 家財道具等の搬出处分、外構工事及び屋内外清掃等をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、移住または二拠点居住のための中古住宅(以下「補助対象住宅」という。)の購入、改修工事及び附帯工事とする。ただし、補助対象住宅については、補助事業完了時に不動産登記法(平成16年法律第123号)第47条の規定による登記が完了する住宅に限るものとし、改修工事及び附帯工事については、市内の業者が施工するものに限る。

2 補助事業は、申請日が属する年度の3月31日までに完了するものとする。

(補助事業者)

第4条 二拠点居住により補助事業者になろうとする者は、補助事業の契約をした日の翌日から起算して1か月後の日までに、あらかじめ市長に二拠点居住開始届(様式第1号)(以下「開始届」という。)を提出しなければならない。

2 補助事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものとする。

(1) 補助事業を実施する契約の名義人であること

(2) 補助事業の実施を前提に、移住または二拠点居住を計画的に行おうとしている者であること

(3) 移住または二拠点居住の目的が、転勤又は進学以外の理由であること

(4) 岡山市U I J ターン希望者のためのお試し住宅利用補助金交付要綱に基づく補助金の補助対象期間中ではないこと

(5) 次に掲げる要件のいずれかを満たす者

ア 申請日または本市への転入日のいずれか早い日の直前までに連続して1年以上岡山県外に住所があり、かつ転入日から起算して2年を経過していない者のうち、実績報告日以後2年以上にわたって補助対象住宅に居住する意思を有する者

イ 開始届の提出日(以下「基準日」という。)の直前までに連続して1年以上岡山県外に住所があり、かつ基準日から起算して2年を経過していない者のうち、実績報告日以後2年以上にわたって補助対象住宅において申請者本人名義で水道を使用する二拠点居住を実施する意思を有する者

3 前項の規定にかかわらず、補助対象住宅の所有者、補助対象住宅に同居する世帯員その他の者も含め次の各号のいずれかに該当する者がいる場合は、補助事業者としない。

(1) 本市税を完納していない者

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む。以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (3) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していない者

（補助金の交付の制限）

第5条 補助金は、申請人または同一の補助対象住宅について1回限り交付するものとする。  
ただし、補助対象住宅が集合住宅の場合で、補助事業が補助事業者の占有区域に限られる場合は、当該占有区域について1回限り交付するものとする。

（補助対象経費）

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、市、県及び国が行う他の補助制度の対象となる工事に係る経費を除く。

- (1) 補助対象住宅を含む不動産売買契約に係る経費の実支出額
- (2) 補助対象住宅の改修工事に係る経費の実支出額
- (3) 補助対象住宅の附帯工事に係る経費の実支出額

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) エアコン、冷蔵庫、洗濯機、食洗器、照明、コンロなどの家電製品、ガス器具等の購入及び設置工事に係る経費
- (2) カーテン、家具、ピアノ等の備品の購入や設置工事に係る経費
- (3) その他、市長が不相当と認めた工事に係る経費

（補助金額）

第7条 補助金額は、次の各号の合計額とする。ただし、補助金額に千円未満の端数が生じた場合はその額を切り捨てた額とする。

- (1) 前条第1号に該当するもの 前条第1号及び第3号の合計額のうち、次号に含むものを除いた額とし、30万円を上限とする
- (2) 前条第2号に該当するもの 前条第2号及び第3号の合計額のうち、前号に含むものを除いた額とし、20万円を上限とする
- (3) 前条第3号のみ該当するもの 20万円を上限とする

(交付の申請)

第8条 補助金の交付申請は、岡山市二拠点居住等住宅支援補助金交付申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）を市長に提出して行うものとする。

- 2 第4条第2項第5号イの者は、基準日から起算して3か月経過後の日（以下「申請基準日」という。）以降に交付申請を行うことができるものとする。
- 3 申請書は、補助事業の契約をした日の翌日から起算して1か月後の日（以下「申請期限日」という。）までに提出しなければならない。ただし、前項により申請をする場合は、申請基準日の翌日から起算して1か月後の日または申請期限日のいずれか遅い日までに提出しなければならない。
- 4 第1項の規定に基づき補助金の交付を申請しようとする者は、規則第5条第1項の規定にかかわらず、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
  - (1) 補助事業に係る契約内容の分かる書類及びそれに付随する書類一式
  - (2) 申請人及び補助対象住宅に同居する世帯員その他の者の住民票（申請人については、第4条第2項第5号が確認できるものであること。）
  - (3) 第4条第2項第5号イの者においては、二拠点居住実施計画書兼水道の使用状況を照会することについての同意書（様式第3号）（以下「計画書」という。）
  - (4) 本市が、申請人及び補助対象住宅に同居する世帯員その他の者について、本市税を滞納していないこと、住所地及び暴力団員ではないことを関係機関に照会することの同意書（様式第4号）
  - (5) 補助対象住宅の建物にかかる全部事項証明書の写し（補助対象住宅を購入しない場合に限る。）
  - (6) 補助事業を実施するにあたって建築基準法の規定により建築物の建築等に関する申請及び確認が必要な場合は、同法第6条または第6条の2の規定による確認済証の写し
  - (7) 補助事業者と補助対象住宅の所有者（以下「物件所有者」という。）が異なる場合は、補助事業者が補助対象住宅に対して補助事業を実施すること及び第4号で必要とする事項についての物件所有者の同意書（様式第5号）（補助事業者が補助対象住宅を購入後に改修工事をする場合を除く。）
  - (8) 補助対象住宅の外観の写真
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(決定の通知)

第9条 規則第8条の規定による通知は、岡山市二拠点居住等住宅支援補助金交付決定通知書（様式第6号）により行うものとする。

- 2 規則第6条第3項の規定による通知は、岡山市二拠点居住等住宅支援補助金不交付決定通知書（様式第7号）により行うものとする。

(補助金の交付申請の変更または中止)

第10条 補助事業者は、規則第12条の規定による変更又は中止の申請を行うときは、岡山市二拠点居住等住宅支援補助金交付(変更・中止)申請書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。なお、交付決定金額から増額となる変更は認めない。

(1) 変更内容がわかる見積書の写し(補助事業と補助事業以外を分けたもので、施工業者の名称、所在地の記載及び押印のあるものに限る。)

(2) 変更により、建築基準法の規定により建築物の建築等に関する申請及び確認が必要となった場合は、同法第6条または第6条の2の規定による確認済証の写し

2 市長は、前項の申請を審査し承認したときは、岡山市二拠点居住等住宅支援補助金交付変更決定通知書(様式第9号)により、申請人に通知するものとする。

(着手届及び完了届の免除)

第11条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第12条 規則第16条の規定による報告は、岡山市二拠点居住等住宅支援補助事業実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に係る契約内容のわかる書類及びそれに付随する書類一式(申請書の提出時に添付していない場合に限る。)

(2) 補助事業の実施にかかった費用の領収書の写し又はそれに代わるもの

(3) 補助対象住宅の建物にかかる全部事項証明書(写し)(補助対象住宅を購入した場合に限る。)

(4) 建築基準法の規定により建築物の建築等に関する申請及び確認が必要な工事を実施した場合は、同法第7条又は第7条の2の規定による検査済証の写し

(5) 補助事業を行った部分の施行前・施工後の写真(補助対象住宅の購入のみを実施した場合を除く。)

(6) 補助事業者が補助対象住宅に対して補助事業を実施すること及び第8条第4号で必要とする事項についての物件所有者の同意書(様式第5号)(補助対象住宅の購入後の名義人が補助事業者のみの場合及び交付申請時に提出している場合を除く。)

(7) 第2条第2項1による申請の場合は転入後の住民票の写し

(8) 二拠点居住等住宅支援補助金利用に係るアンケート(様式第17号)

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金額の確定)

第13条 規則第17条の規定による通知は、岡山市二拠点居住等住宅支援補助金確定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(交付の請求)

第14条 規則第19条第2項に規定する補助金の交付の請求は、岡山市二拠点居住等住宅支援補助金交付請求書(様式第12号)に、岡山市二拠点居住等住宅支援補助金確定通知書の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、規則第20条第1項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。

(補助金の返還請求)

第16条 市長は、第4条第2項第5号アの者のうち、補助金の実績報告のあった日から起算して2年を経過する前に補助対象住宅から転居した補助事業者(「補助対象移住者」という。)に対して、交付した補助金の全額の返還を求めるものとする。ただし、補助対象住宅において補助対象移住者が二拠点居住を始める場合で、計画書の提出があった場合は、この限りでない。

2 市長は、第4条第2項第5号イの者のうち、補助金の実績報告のあった日から起算して2年を経過する前に補助対象住宅において二拠点居住をしなくなった補助事業者(「補助対象二拠点居住者」という。)に対して、交付した補助金の全額の返還を求めるものとする。ただし、補助対象二拠点居住者が二拠点居住に引き続いて補助対象住宅に移住し、補助金の実績報告のあった日から起算して2年を経過した場合は、この限りでない。

(補助金の返還及び加算金)

第17条 市長は、第15条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているとき及び前条の規定により補助事業者に補助金の返還を求めるときは、規則第21条の規定に基づき補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとし、補助事業者は、補助金の返還を命ぜられたときは、規則第22条の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

(代理受領)

第18条 補助事業者は、補助金の受領を、当該補助事業となる改修工事及び附帯工事を施工した業者（以下「業者」という。）に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。

- 2 代理受領により補助金の交付を受けようとする者が、補助金交付申請をするときは、第8条に規定する書類に加えて、岡山市二拠点居住等住宅支援補助金代理受領（予定・変更）届出書（様式第13号）を添付して市長に提出しなければならない。なお、届け出た業者を変更する場合も本届出書を提出しなければならない。
- 3 代理受領の中止を行うときは、実績報告書を提出する前までに、岡山市二拠点居住等住宅支援補助金代理受領予定届出取下書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。
- 4 代理受領により補助金の交付を受けようとする補助事業者が、補助事業が完了したときは、第12条に規定する書類に代えて、次に掲げる書類を実績報告書に添付して市長に報告しなければならない。
  - (1) 補助事業の実施にかかる契約内容のわかる書類の写し（申請書の提出時に添付していない場合に限る。）
  - (2) 補助事業に要した事業費の請求書に係る額から補助金額を差し引いた額の領収書の写し又はそれに代わるもの
  - (3) 補助対象住宅の建物にかかる全部事項証明書（写し）（補助対象住宅を購入した場合に限る。）
  - (4) 建築基準法の規定により建築物の建築等に関する申請及び確認が必要な工事を実施した場合は、同法第7条又は第7条の2の規定による検査済証の写し
  - (5) 補助事業を行った部分の施工後の写真（補助対象住宅の購入のみを実施した場合を除く。）
  - (6) 補助事業者が補助対象住宅に対して補助事業を実施すること及び第8条第4号で必要とする事項についての物件所有者の同意書（様式第5号）（補助対象住宅の購入後の名義人が補助事業者のみの場合及び交付申請時に提出している場合を除く。）
  - (7) 岡山市二拠点居住等住宅支援事業内訳報告書（様式第15号）
  - (8) 岡山市二拠点居住等住宅支援補助金交付決定通知書又は岡山市二拠点居住等住宅支援補助金交付変更決定通知書の写し
  - (9) 第2条第2項1による申請の場合は転入後の住民票の写し
  - (10) 二拠点居住等住宅支援補助金利用に係るアンケート（様式第17号）
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 5 代理受領により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、第14条で規定する書類に加えて、岡山市二拠点居住等住宅支援補助金代理受領に係る委任状（様式第16号）を添付して市長に提出しなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市民協働局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第4条第2項第5号アの規定は、令和4年4月1日以後に転入した者について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項第5号の規定の適用は、施行日以降に申請があったものとし、施行日より前に申請があったものについては、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、規定の適用は、施行日以降に申請があったものとし、施行日より前に申請または二拠点居住開始届の提出があったものについては、従前の例による。

## 二拠点居住開始届

年 月 日

岡 山 市 長 様

届出者 住所

氏名

次のとおり二拠点居住を開始したので、岡山市二拠点居住等住宅支援補助金交付要綱第4条第1項の規定により届け出ます。

岡山市での主な滞在場所	
岡山市での主な活動場所	
二拠点居住の目的・理由	
連絡先 (電話番号・メール等)	

届出があったので受理してよろしいか。 【 年 月 日 決裁】

	課長	室長補佐	係長	課員	担当者
担当課 処理欄					

## 岡山市二拠点居住等住宅支援補助金交付申請書

年 月 日

岡 山 市 長 様

申請人 住所

フリガナ  
氏名

(生年月日 年 月 日)

岡山市二拠点居住等住宅支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。なお、申請にあたっては、岡山市補助金等交付規則及びこの要綱に定める条項の適用を受けることについて同意します。

補助年度	年度	補助金等の名称	岡山市二拠点居住等住宅支援補助金	
補助対象物件	所在地	岡山市 区		移住等の理由
	所有者	<input type="checkbox"/> 申請人と同じ <input type="checkbox"/> 申請人以外		<input type="checkbox"/> 就職 <input type="checkbox"/> 起業 <input type="checkbox"/> 就農 <input type="checkbox"/> 転職 <input type="checkbox"/> テレワーク <input type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> その他 ( )
補助対象住宅使用者氏名(申請人以外全て)		<input type="checkbox"/> 申請人のみ <input type="checkbox"/> 氏名		
居住形態	<input type="checkbox"/> 移住 <input type="checkbox"/> 二拠点居住		補助事業の種類	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 改修 <input type="checkbox"/> 附帯工事のみ
他の補助制度の適用	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (制度名: )			
補助事業の着手及び完了年月日(予定)	着手日	年 月 日	補助対象物件での2年以上の居住または2拠点居住の意思	<input type="checkbox"/> あり
	完了日	年 月 日		
事業費	総事業費		補助対象経費	
	購入費	円	円	
	改修費	円	円	
	附帯工事費	円	円	
	合計	円	円	
補助金申請額	円			
添付書類	<input type="checkbox"/> 1 補助事業に係る契約内容の分かる書類及びそれに付随する書類(契約書・見積書・施工内容のわかる物件の見取り図・設計図書その他)(作成年月日、並びに施工業者の名称、所在地の記載及び押印のあるものに限る。) <input type="checkbox"/> 2 補助対象住宅の位置図 <input type="checkbox"/> 3 住宅全体の写真 <input type="checkbox"/> 4 申請人及び補助対象住宅に同居する世帯員その他の者の住民票(写し) <input type="checkbox"/> 5 二拠点居住計画書及び本市が水道事業管理者に申請人の水道の使用状況を照会することについての同意書(様式第3号)(二拠点居住をする者に限る。) <input type="checkbox"/> 6 同意書(様式第4号) <input type="checkbox"/> 7 補助対象住宅の建物にかかる全部事項証明書(写し)(補助対象住宅を購入しない場合に限る。) <input type="checkbox"/> 8 補助事業を実施するに当たって建築基準法の規定により建築物の建築等に関する申請及び確認が必要な場合は、同法6条又は第6条の2の規定による確認済証の写し <input type="checkbox"/> 9 同意書(様式第5号)(申請人が当該補助対象住宅の所有者ではない場合に限る。ただし、申請人が補助対象住宅を購入後に改修工事をする場合を除く。) <input type="checkbox"/> 10 代理受領(予定・変更)届出書(様式第13号)(代理受領による場合に限る。) <input type="checkbox"/> 11 その他市長が必要と認めるもの ( )			
* 担当課所見				

\*の欄は記入しないでください。

二拠点居住実施計画書兼水道の使用状況を照会することについての同意書

水道の使用状況を照会することについての同意書

年 月 日

岡山市長様

申請人  
住所

氏名

私は、岡山市二拠点居住等住宅支援補助金の交付を受け、岡山市内で二拠点居住を実施するにあたり、岡山市長が岡山市水道事業管理者に対して、私が契約している水道の使用量、水道料金、水道料金の納付状況その他の水道の使用状況について、照会することに同意します。

以上

二拠点居住実施計画書

二拠点居住開始届日	年 月 日			
申請者人と一緒に二拠点居住を実施する者	フリガナ 氏名	続柄	世帯	住民票上の性別
			<input type="checkbox"/> 同世帯 <input type="checkbox"/> 別世帯	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
			<input type="checkbox"/> 同世帯 <input type="checkbox"/> 別世帯	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
			<input type="checkbox"/> 同世帯 <input type="checkbox"/> 別世帯	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
			<input type="checkbox"/> 同世帯 <input type="checkbox"/> 別世帯	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
			<input type="checkbox"/> 同世帯 <input type="checkbox"/> 別世帯	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
岡山市での滞在場所	岡山市 区			
主な活動目的・内容				
岡山市での主な活動場所・活動エリア等 (地域・学区・団体名など)				

岡山市とを往復する主な交通手段	<input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 本人所有 <input type="checkbox"/> 家族等所有 <input type="checkbox"/> レンタカー <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 一般道のみ <input type="checkbox"/> 有料道路 (高速道路等) 利用 <input type="checkbox"/> 公共交通機関 <input type="checkbox"/> 新幹線 <input type="checkbox"/> その他の特急 <input type="checkbox"/> 在来線 <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> 飛行機 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
岡山市への移動に要する時間及び費用	片道	時間	分 円
岡山市での主な移動手段	<input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 本人所有 <input type="checkbox"/> 家族所有 <input type="checkbox"/> 知人等所有 <input type="checkbox"/> レンタカー <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 公共交通機関 <input type="checkbox"/> JR <input type="checkbox"/> 路面電車 <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> タクシー <input type="checkbox"/> 地域交通 <input type="checkbox"/> ももちやり <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 徒歩		
二拠点居住開始日	年 月 日 (□予定)		
二拠点居住期間(予定)	<input type="checkbox"/> 2年～3年 <input type="checkbox"/> 3年～5年 <input type="checkbox"/> 5年～10年 <input type="checkbox"/> それ以上		
岡山に来る頻度	<input type="checkbox"/> 1週間に1回 <input type="checkbox"/> 2週間に1回 <input type="checkbox"/> 1か月に1回 <input type="checkbox"/> 2か月に1回 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
1回あたりの滞在日数	日間		
活動における収入の有無及びその額	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (滞在1回あたり 円)		
申請人の連絡先	電話番号		
	メールアドレス		
情報発信アカウント (アカウント名もしくはIDなどを記載)	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> HP ( ) <input type="checkbox"/> Instagram ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> Twitter ( ) <input type="checkbox"/> Facebook ( ) <input type="checkbox"/> Youtube ( ) <input type="checkbox"/> ブログ ( )		
備考			

同意書

年 月 日

岡山市長様

申請人 住所

フリガナ  
氏名

（生年月日 年 月 日）

下記の事項について、補助金の交付に関する事務、補助金交付後の居住状況の調査のため、申請人及び補助対象住宅の使用者について、必要な情報を管理している機関に対して照会、または当該機関において閲覧することについて同意します。

記

- 1 住民基本台帳
- 2 岡山市税の納付状況
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号への該当の有無

以上

物 件 所 有 者 同 意 書

年 月 日

岡 山 市 長 様

補助対象住宅所有者  
住所

フリガナ  
氏名

（生年月日 年 月 日）

（住民票上の性別 男 ・ 女 ）

補助対象住宅所有者にかかる下記1及び下記2の事項について、補助金の交付に関する調査のため、岡山市が必要な情報を管理している機関に対して照会、または当該機関においてその情報を閲覧すること及び、下記3の物件について下記4の者が補助事業を実施することについて、同意します。

記

- 1 岡山市税の納付状況
- 2 岡山県警察本部に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号への該当の有無
- 3 物件の所在地及び名称  

---
- 4 補助事業者氏名  

---

以上

## 岡山市二拠点居住等住宅支援補助金交付決定通知書

岡山市指令 第 号  
年 月 日申請人  
住所  
氏名

岡山市長 大 森 雅 夫

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、岡山市二拠点居住等住宅支援補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金等の名称	岡山市二拠点居住等住宅支援補助金
補助対象住宅の所在地		岡山市 区	
補助対象金額	購入		円
	改修		円
	附帯工事のみ		円
	合計		円
交付決定額	購入		円
	改修		円
	附帯工事のみ		円
	合計		円
交付予定時期	補助事業実施後		
交付条件	1 補助事業の内容等の変更をするときは、市長の承認を受けること。 2 補助事業を中止するときは、市長の承認を受けること。 3 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 4 申請人は、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号）及び岡山市二拠点居住等住宅支援補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。		

注 上記の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書受領の日から20日以内に文書で申請の取下げをしてください。

岡山市二拠点居住等住宅支援補助金不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

申請人  
住所  
氏名

岡山市長 大 森 雅 夫

年 月 日付けで交付申請のあった岡山市二拠点居住等住宅支援補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、岡山市二拠点居住等住宅支援補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

（理由）

## 岡山市二拠点居住等住宅支援補助金交付（変更・中止）申請書

年 月 日

岡山市長様

申請人 住所

氏名

年 月 日付け岡山市指令 第 号で交付決定のあった岡山市二拠点居住等住宅支援補助金について、次のとおり（変更・中止）したいので、岡山市二拠点居住等住宅支援補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

事業の内容	変更前
	変更後（ <input type="checkbox"/> 中止 ）
変更又は中止の理由	
変更又は中止の年月日	年 月 日(予定)
添付書類	<input type="checkbox"/> 1 変更内容がわかる契約書又は見積書の写し（補助事業と補助事業以外を分けたもので、施工業者の名称、所在地の記載及び押印のあるものに限る。） <input type="checkbox"/> 2 建築基準法の規定により建築物の建築等に関する申請及び確認が必要となった場合は、同法第6条または第6条の2の規定による確認済証の写し <input type="checkbox"/> 3 その他市長が必要と認めるもの（ ）
* 担当課所見	

## 岡山市二拠点居住等住宅支援補助金交付変更決定通知書

岡山市指令 第 号  
年 月 日申請人  
住所  
氏名

岡山市長 大 森 雅 夫

年 月 日付けで変更申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので、岡山市二拠点居住等住宅支援補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金等の名称	岡山市二拠点居住等住宅支援補助金	
補助対象住宅の所在地		岡山市 区		
補助対象金額		変更前	変更後	
	購入	円	円	
	改修	円	円	
	附帯工事のみ	円	円	
	合計	円	円	
交付決定額		変更前	変更後	
	購入	円	円	
	改修	円	円	
	附帯工事のみ	円	円	
	合計	円	円	
交付条件	1 補助事業の内容等の変更をするときは、市長の承認を受けること。 2 補助事業を中止するときは、市長の承認を受けること。 3 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 4 申請人は、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号）及び岡山市二拠点居住等住宅支援補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。			

注 上記の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書受領の日から20日以内に文書で申請の取下げをしてください。

## 岡山市二拠点居住等住宅支援補助事業実績報告書

年 月 日

岡 山 市 長 様

申請人 住所

氏名

岡山市二拠点居住等住宅支援補助金交付要綱第12条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日		指令番号	岡山市指令 第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	岡山市二拠点居住等住宅支援補助金	
補助対象住宅の所在地	岡 山 市 区			
交付決定通知額	購入	円		
	改修	円		
	附帯工事のみ	円		
	合計	円		
補助金等の経費精算額	購入	円		
	改修	円		
	附帯工事のみ	円		
	合計	円		
補助事業等の経過及び内容				
添付書類				
<input type="checkbox"/> 1 補助事業の実施にかかる契約内容のわかる書類の写し（申請時に添付していない場合に限る） <input type="checkbox"/> 2 補助事業の実施にかかった費用（代理受領の場合にあっては、補助事業に要した事業費の請求書に係る額から補助金額を差し引いた額）の領収書（写し）又はそれに代わるもの <input type="checkbox"/> 3 補助対象住宅の建物にかかる全部事項証明書（写し）（補助対象住宅を購入した場合に限る。） <input type="checkbox"/> 4 建築基準法の規定により建築物の建築等に関する申請及び確認が必要な工事を実施した場合は、同法第7条又は第7条の2の規定による検査済証の写し <input type="checkbox"/> 5 補助事業を行った部分の施工前・施工後の写真（補助対象住宅の購入のみを実施した場合を除く。） <input type="checkbox"/> 6 補助事業者が補助対象住宅に対して補助事業を実施すること及び第8条第4号で必要とする事項についての物件所有者の同意書（様式第5号）（補助対象住宅の購入後の名義人が補助事業者のみの場合及び交付申請時に提出している場合を除く。） <input type="checkbox"/> 7 岡山市二拠点居住等住宅支援事業内訳報告書（様式第15号）（代理受領をする場合に限る。） <input type="checkbox"/> 8 岡山市二拠点居住等住宅支援補助金交付決定通知書又は岡山市二拠点居住等住宅支援補助金交付変更決定通知書の写し（代理受領をする場合に限る。） <input type="checkbox"/> 9 申請人及び補助対象住宅に同居する世帯員その他の者の岡山市の住民票（申請時に添付していない場合に限る） <input type="checkbox"/> 10 二拠点居住等住宅支援補助金利用に係るアンケート（様式第17号） <input type="checkbox"/> 11 市長が必要と認めるもの				
* 報告事項審査結果（担当課）				

\*の欄は記入しないでください。

岡山市二拠点居住等住宅支援補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

申請人  
住所  
氏名

岡山市長 大 森 雅 夫

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業について、次のとおり補助金等の額を確定したので、岡山市二拠点居住等住宅支援補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

指令年月日	年 月 日		指令番号	岡山市指令 第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	岡山市二拠点居住等住宅支援補助金	
補助金等の交付決定通知額		円		
補助事業の経費精算額		円		
補助金等の交付確定額		円		

## 岡山市二拠点居住等住宅支援補助金交付請求書

年 月 日

岡 山 市 長 様

申請人 住所

氏名

岡山市二拠点居住等住宅支援補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	岡山市指令 第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	岡山市二拠点居住等住宅支援補助金
補助金等の交付決定通知額	円		
補助金等の交付確定額	円		
今回交付請求額	円		
未交付額	円		
添付書類	<input type="checkbox"/> 岡山市二拠点居住等住宅支援補助金確定通知書（写し） <input type="checkbox"/> 代理受領に係る委任状（様式第16号）（代理受領による場合に限る）		

## 岡山市二拠点居住等住宅支援補助金代理受領（予定・変更）届出書

年 月 日

岡 山 市 長 様

補助事業者 住所  
(委任予定者)  
氏名

岡山市二拠点居住等住宅支援補助金交付要綱第 18 条第 2 項の規定により、下記の補助事業における補助金の受領について、下記の者に（委任する予定 ・ 変更する予定 ）であることを届け出ます。

## 記

## 1 補助事業の内容

補助事業	<input type="checkbox"/> 改修工事 <input type="checkbox"/> 附帯工事
補助事業の施工場所	岡山市      区
総事業費	円
補助金申請額	円

## 2 受任予定者

上記権限の委任を受けることを予定しています。

住所	
受任予定者名 (法人名)	
代表者氏名 (代表者署名又は記名押印)	
電話番号	

以上

## 岡山市二拠点居住等住宅支援補助金代理受領予定届出取下書

年 月 日

岡 山 市 長 様

補助事業者 住所  
(委任予定者)  
氏名

岡山市二拠点居住等住宅支援補助金交付要綱第 18 条第 3 項の規定により、下記の補助事業において届出した代理受領予定者届出書について、下記の理由により取り下げます。

## 記

## 1 補助事業の内容

補助事業	<input type="checkbox"/> 改修工事 <input type="checkbox"/> 附帯工事
補助事業の施工場所	岡山市      区
総事業費	円
補助金申請額	円
取下理由	

以上

## 岡山市二拠点居住等住宅支援事業内訳報告書

年 月 日

岡 山 市 長 様

補助事業者 住所  
(委任者)  
氏名

岡山市二拠点居住等住宅支援補助金交付要綱第 18 条第 4 項の規定により、下記の補助事業に要した事業費から補助金額を差し引いた金額について、下記の者に支払ったことを報告します。

## 記

## 1 補助事業の内容

補助事業	<input type="checkbox"/> 改修工事 <input type="checkbox"/> 附帯工事
補助事業の施工場所	岡山市      区
総事業費	円
補助金交付決定額	円
差引金額 (業者に支払い済みの額)	円

## 2 事業者

上記差引金額を受領しました。

住所	
受任予定者名 (法人名)	
代表者氏名 (代表者署名又は記名押印)	
受領年月日	年 月 日

以上

## 岡山市二拠点居住等住宅支援補助金代理受領に係る委任状

年 月 日

岡 山 市 長 様

補助事業者 住所  
(委任者)

氏名

署名又は記名押印

岡山市二拠点居住等住宅支援補助金交付要綱第 18 条第 5 項の規定により、下記の補助事業における補助金の受領について、下記の者に委任します。

## 記

## 1 補助事業の内容

補助事業	<input type="checkbox"/> 改修工事 <input type="checkbox"/> 附帯工事
補助事業の施工場所	岡山市      区
総事業費	円
補助金交付確定通知日及び通知番号	年 月 日      岡 第      号
補助金交付確定額	円

## 2 事業者（受任者）

上記権限の委任を受けることを承諾します。

住所	
受任予定者名 (法人名)	
代表者氏名 (代表者署名又は記名押印)	

以上

二拠点居住等住宅支援補助金利用に係るアンケート

年 月 日

岡山市長 様

申請人 住所

氏名

この度は当補助金をご利用いただきありがとうございました。今後の参考としたいため、下記アンケートにご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

1 補助金の申請手続きは簡単に行えましたか

(1) 申請書の書き方

簡単だった 5 4 3 2 1 難しかった

(2) 申請時の添付書類の作り方

簡単だった 5 4 3 2 1 難しかった

(3) 実績報告書の書き方

簡単だった 5 4 3 2 1 難しかった

(4) 実績報告時の添付書類の作り方

簡単だった 5 4 3 2 1 難しかった

2 難しかったところがあれば、教えてください。

3 この補助金は、岡山市に移住する後押しになりましたか。

なった ・ ならなかった

4 この補助金は、岡山市内の中古住宅を購入・リフォームする後押しになりましたか。

なった ・ ならなかった

5 その他、この補助金の利用に関して、気づいた点などありましたら教えてください。

6 補助対象住宅の所在地を教えてください。 北区 中区 東区 南区

7 年代を教えてください。 20代以下 30代 40代 50代 60代 70代以上